

平成30年第9回教育委員会議事録

平成30年6月13日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 平成30年6月13日（水）午後2時00分～午後2時22分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 井出 隆安 委員 對馬 初音

委員 久保田 福美 委員 伊井 希志子

委員 折井 麻美子

出席説明員 事務局次長 田中 哲 教育企画担当部長 白石 高士
教育人事企画課長

学校整備部長 大竹 直樹 生涯学習担当部長 鈴木 雄一
中央図書館長

庶務課長 都筑 公嗣 学務課長 高山 靖

特別支援課長 阿部 吉成 学校支援課長 高沢 正則

学校整備課長 渡邊 秀則 学校整備課長 岡部 義雄

生涯学習推進課長 本橋 宏己 済美教育センター長 平崎 一美
所

済美教育センター統括指導主事 寺本 英雄 済美教育センター統括指導主事 古林 香苗

中央図書館次長 加藤 貴幸 副参事 (子どもの居場所づくり担当) 倉島 恭一

事務局職員 庶務係長 佐藤 守 法規担当係長 岩田 晃司

担当書記 小野 謙二

傍聴者 3名

会議に付した事件

(議案)

議案第37号 杉並区立永福図書館等指定管理者候補者選定委員会の設置について

(報告事項)

- (1) 学校運営協議会委員の任命について
- (2) 永福図書館等における次期指定管理者の候補者の選定に向けた今後の進め方について

目次

議案

議案第37号 杉並区立永福図書館等指定管理者候補者選定委員会の設置について	10
---------------------------------------	----

報告事項

(1) 学校運営協議会委員の任命について	4
(2) 永福図書館等における次期指定管理者の候補者の選定に向けた今後の進め方について	7

教育長 それでは定刻になりましたので、ただいまから平成30年第9回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録署名委員につきましては、教育長より事前に伊井委員との指名がございましたので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、本日の議事日程についてでございますが、事前にご案内のとおり、議案1件、報告事項2件を予定しております。

私からは以上でございます。

教育長 それでは、本日の議事に入りますが、議案第37号につきましては、区的意思形成過程上の案件となっております。したがって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により審議を非公開としたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、そのようにいたします。

それでは、まず報告事項の聴取を行いますので、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、報告事項1番「学校運営協議会委員の任命について」、学校支援課長からご説明申し上げます。

学校支援課長 私からは、杉並区学校運営協議会規則第3条第1項の規定に基づく学校運営協議会委員の任命について報告をさせていただきます。

任命期間につきましては、平成30年7月1日から平成32年6月30日まで。30年7月1日任命の既存校の委員でございます。荻窪中学校、石原咲由美。校長推薦、1期目。神明中学校、山内さち子。校長推薦、1期目。

私からは以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願い申し上げます。

教育長 この学校運営協議会の委員の推薦で、学校支援課に例えば学識経験者はどなたかいませんかとかいった問い合わせはありますか。というのは、私、何回もここで発言しているのですけれども、広く委員を募集していきたいと思っています。PTAの前の会長さんとか、青少年委員の方とか、身近に児童・生徒のことをよくわかって、あるいは地域のこと

をよくわかっていただいている方については、人となりもわかってい
ますからお願いしやすいと思います。しかし、学識経験者と言われたとき
にどういう人をお願いしたらいいのかわからないので、それでどなたか
いませんかとか、あるいはどういう人ならいいのですかということを知
られることがあります。いろいろお立場がありますから、学校支援課に
相談してみたらどうですかと言うのですけれども、そういうのは何かあ
りますか。

学校支援課長 問い合わせは実際ございます。その際の一番のポイントは、
学校に何らかの形でかかわっていただいている方が好ましいですねと
いうようなご案内をさせていただくのですけれども、例えば、卒業生の
保護者の方がそういう学識経験者というお立場だったり、あるいは実際
にその学校をご卒業した方で、ずっと地方に行っていてまた地元に戻っ
てこられた方がいるとか、そんな情報を校長または支援本部の方たちが
やりとりをされている、こんな現状でございます。

久保田委員 杉並の教育にとって欠かすことのできないCS、要は杉並の教
育を支えているCSということ踏まえた上で、既に学校運営協議会が設
置されている学校において、こうした委員の交代や補充等、さらにはさ
らなる取組の充実等、大いに期待しているところであります。

これから、例えば今年度の場合に、それぞれの学校のCS、横のつなが
りやら、あるいは連絡会等々、その辺の予定、見通し等がありましたら
教えてください。

学校支援課長 例年、年2回ぐらい会長会とか、初年度というか30年度に
新たにCS校になった委員の方に集まっていたいただいて研修会とか、こんな
形でいわゆるレベルアップのそういった取組は毎年2回ぐらい、役所
にお越しいただいて、やりとりさせていただいております。

それから、新しいCS校については指定後1年間は、我々職員が分担を
決めて、毎回参加させていただいておりますので、そういった中で様々
なご質問のやりとりとか、あるいはこちらからこのポイントについてお
話ししたほうがいいのかと思う点についてはアドバイスなんかもさせてい
ただいている、こんな状況です。

教育長 CSの委員というのは、今後学校のあり方というか、今、検討に入
っている教員の働き方などに一番身近で理解をしていただいて、ご支援
いただく立場です。つまり、学校の運営にかかわりながら、そこで教員

の働き方なんかもつぶさに見ていただいている方々です。

確かに教員の今の状況というのは、非常に多忙な状態になっていて決して好ましい状態ではありません。ここを何とかしていこうということで、いろいろな取組をしているわけですが、身内という言い方はちょっと語弊があるかもしれませんが、よく理解していただいている方々に支えていただきながら、批判すべきは批判し、正すべきは正しながら働き方や学校のあり方を考えていく必要があります。そういう意味では、学校運営協議会での議論というのは今後重要になってくると思います。

実は、つい最近ですけれども、ある区の小学校の4月に採用された新任の先生が、保護者対応で本当に疲れ果てていて、保護者の方も初めてのお子さんでいろいろ学校に相談したいこともあるだろうし、言いたいこともあるだろうと思うのですが、担任も先生になったばかりでなかなか思うようにいかない。そのずれを学校運営協議会のあるベテランの委員の方が、それはお母さんの言っていることももっともだけれども、そんなに今からいろいろ言っても大変なのではないのとアドバイスをしたということです。つまり、お母さんの言いたいことはわかるけれども、そこまで担任の先生に言うのは酷なのではないのという話をして、では、どうしたらいいかというので、子育て相談とか難しい教育相談とかではなくて、お年寄りで、なおかつお子さんを育てたり、お孫さんの面倒をみたりしたことのある方がまわりにはいろいろいるのだから、初めてのお子さんと大変なこともあるかもしれないけれども、そんなに性急に事を構えていなくても、もっと先生と向き合いながら、学校と話をしながらやっていったほうがいいのではないですかという話をしたというのを聞いたのです。

すごくすばらしい話だなと思いました。教育相談とか就学相談とかいろいろな相談の受け皿があって、もちろんそれは機関として機能していかななくてはいけないし、是非そうやってほしいのだけれども、たまたまそういう立場であった人が、確かに困っていることは大変なことだけれども、自分の人生経験のようなものを生かして、そんなに焦らないでも大丈夫という話をしてもらえることも、これはなかなかすばらしいことですよね。それも、何とか相談の時間というときに出かけて行って、ひとつよろしくお願ひしますという形で話をしたわけでもないし、あるいは苦情受付係の窓口だからといって聞いたわけでもない。でも、たまた

ま学校運営協議会の委員で、学校に出入りしている中で耳にしたり、相談されたりしたことに対して、こういうのいいのではないという話をしてもらえらることも、確かにそれは委員としてはインフォーマルな働きかもしれないけれども、そうやって先人の知恵とか、子育てをした方の苦労話なんかも聞くことができれば、それはみんな救われると思うのです。

ですから、この間、学校運営協議会は人事に関する意見を述べる権限を持っているけれど、そんな四角四面の組織はつくらなくてもいいと全国的に議論されたことがあったわけだけれども、基本的にはみんなで子どものことや教育のことを考えていく受け皿をつくって、そこで話を深めていくということが、私は多分一番望まれていることだろうと思うわけですね。

それだけにそういう話を聞くと、インフォーマルな話ではあるけれども、いいことだなと改めて思いました。そうすると、どういう人をお願いしていったらいいかというのもやっぱり切実な問いかけで、もしそういう話があったら、いろいろなタイプのいろいろな経験を持った人に入ってもらうといいのではないかと思います。それは私が前から言っている若い人にも入ってもらいたいし、ベテランにも入ってもらいたい。もしいろいろな問いかけやお問い合わせがあったら、そういう知恵を現場で生かしてほしいなと思います。

よろしくお願いします。

庶務課長 ほかに何かご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、報告事項1番につきましては以上とさせていただきます。

続きまして、報告事項2番「永福図書館等における次期指定管理者の候補者の選定に向けた今後の進め方について」。中央図書館次長からご説明申し上げます。

中央図書館次長 それでは、私からは「永福図書館等における次期指定管理者の候補者の選定に向けた今後の進め方について」ご報告いたします。

永福図書館と方南図書館の指定管理期間につきましては、平成30年度末をもって満了することとなります。このため、次期指定管理者候補者を選定いたしますので、その件につきまして報告いたします。

まず、次期指定管理期間でございますが、平成31年4月1日から平成

33年3月31日までの2年間といたします。その2年間とする理由でございますが、永福図書館が（仮称）永福三丁目の複合施設に移転し、新たに開設するのが平成33年4月ということでございます。この新たな複合施設では、複合施設のメリットを生かした効果的な運営を行う事業者を新たに選定する必要があることから、2年間とさせていただきたいということが1つ目の理由でございます。

もう1つの理由が、この永福図書館と方南図書館の次期指定管理期間の終期につきましては、区立図書館でほかに4つの図書館が指定管理館となつてございますが、それらの指定管理期間の終期と同じ平成32年度末になることとなります。そのため、区立図書館のグループ化ですとか、今後の運営のあり方について改めて総合的に検討を行うことができるという理由から2年間とするものでございます。

選定方法でございますが、公募型プロポーザル方式とし、杉並区プロポーザル選定委員会条例に基づく選定委員会を設置して選定いたします。

今後のスケジュールでございますが、この6月から指定管理者候補者の公募を開始し、10月には指定管理者候補者を選定いたしまして、11月の第4回区議会定例会に指定管理者指定に関する議案を提出いたします。平成31年4月から指定管理者による運営の開始をするというスケジュールとなつてございます。

私の方からは以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

對馬委員 今回2年間というのは永福の複合施設という件で、非常に納得できるのですけれども、その先、「区立図書館のグループ化や今後の運営のあり方について、改めて総合的に検討を行うことができる」の「今後の運営のあり方」というのはどういうことを含んでいるのでしょうか。

中央図書館次長 1つには、今まで区が決めました7つの地域に分けておりまして、その地域の中に2館ずつ図書館を整備するということが基本的に今のところなっておりますが、その中で1つの地域の2館ずつの図書館を1つのグループといたしまして、同じ指定管理者に管理していただいております。それが永福図書館については、平成33年度から複合施設になって、地域コミュニティ施設という図書館とはちよつと異質なものと合体することがございますので、今までどおりのグループ化という

考え方のままでいいのかどうなのか、こういうことをまず1つには検討しなければいけないのではないかとということがございます。

それとこの間、指定管理について何年間かやってきたわけですが、その間に図書館評価なども行いまして、それなりの実績も積んでおりますし、特段の支障もあまり出ていないという状況がございまして、その中で今までの2館ずつのグループ化ということが果たして妥当なのかどうなのか。こういったこともあわせてこの際立ちどまって検討する必要があるのではないかと、そのための機会にしたいと思っております。

それで、運営のあり方ということに関しましては、この指定管理について、このまま継続ということをももちろん考えることもありますし、それからほかの館につきましてもやはり今までどおりでいいのかどうなのかということも含めて検討するというのも、1つには検討の材料と考えております。

對馬委員 わかりました。指定管理にするときも本来図書館というのは直営がいいのではないかと意見がありましたし、多分今でも多くあると思いますが、サービス内容についてはどうしても業者が入ってきたほうが、今までの実績の調査によってもいいとなっていますので、その部分を区として直営館をどうするのか、業者さんが入ればできるサービスが直営だとできないような評価につながっているのを今までずっと拝見しているので、そこをきちんと考えてこの「運営のあり方」というところに反映していただけるといいなと思います。

庶務課長 ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、報告事項2番につきましては以上とさせていただきます。

以上で、報告事項の聴取を終わります。

教育長 それでは、冒頭に決定いたしましたとおり、ここからは非公開で審議をさせていただきます。

その前に庶務課長、連絡事項がございましたらどうぞ。

庶務課長 次回の教育委員会の日程でございますが、6月27日水曜日、午後2時から定例会を予定しております。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

教育長 ありがとうございます。

それでは、改めまして議案の審議を行います。

庶務課長、お願いいたします。

庶務課長 それでは、日程第1、議案第37号「杉並区立永福図書館等指定管理者候補者選定委員会の設置について」を上程いたします。

中央図書館次長からご説明いたします。

中央図書館次長 それでは、先ほどの報告に関連がございますけれども、議案第37号「杉並区立永福図書館等指定管理者候補者選定委員会の設置について」ご説明いたします。

本議案につきましては、杉並区プロポーザル選定委員会条例第1条の規定に基づき、教育委員会の附属機関として杉並区プロポーザル選定委員会を設置するとともに、委員会の委員の委嘱及び任命を行うものです。永福図書館及び方南図書館につきましては、現在同じ事業者が指定管理者として管理運営を行っているところですが、平成30年度末をもって指定管理期間が満了するため、次期指定管理者候補者を選定する必要があることからプロポーザルを行うことといたしました。

委員会の名称は「杉並区立永福図書館及び方南図書館指定管理者候補者選定委員会」。設置目的は、杉並区立永福図書館及び方南図書館の管理業務を行う指定管理者候補者の選定に関し、必要な事項を調査・審議することです。設置期間は、平成30年6月14日から指定管理者候補者の選定を完了する日までとなっております。

委員会の委員のうち、区に勤務する者以外の者につきましては、杉並区子ども読書活動推進懇談会委員でもある放送大学の岩崎久美子教授、元杉並区立図書館協議会委員であった東京立正短期大学の三國隆子教授、及び杉並区立図書館協議会会長である武者小路信和元大東文化大学准教授の3人からご意見をいただきます。区に勤務する者につきましては記載のとおり2名となっております。

本議案の提案理由は、杉並区プロポーザル選定委員会を設置する必要があるため、ご審議をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

伊井委員 先ほどの内容にも少し関連するかもしれませんが、プロポーザルの内容は、まずはそこから変化がないということで解釈していいのか

ということと、この委員の方々はこれまでもこのプロポーザルについてご審議いただいている方々かどうかということをお聞きしたいと思います。

中央図書館次長 プロポーザルの内容についてということですが、前回選定したプロポーザルの審査項目等をやはり踏襲はしておりますが、この間の時代の変化といいますか、そういったところもある程度審査項目の中に考え方として入れているところがございます。

それから、委員のこの3名の方のうち、武者小路信和准教授につきましては、前回のプロポーザルの選定委員会の委員でもありましたけれども、あとのお二方につきましては今回が初めてということになります。以上でございます。

伊井委員 新しい視点も入れながら、よりよい図書館の運営についてご決定いただけたらありがたいと思います。よろしく願いいたします。

庶務課長 ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ほかにご意見ございませんでしょうか。

それでは、ないようですので、教育長、議案の採決をお願い申し上げます。

教育長 それでは、採決を行います。議案第37号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第37号につきましては、原案のとおり可決といたします。

以上で、本日予定しておりました日程は全て終了いたしました。

本日の教育委員会は閉会いたします。